

経済建設委員会 所管事務調査資料

(その2)

令和元年5月

都市建設部

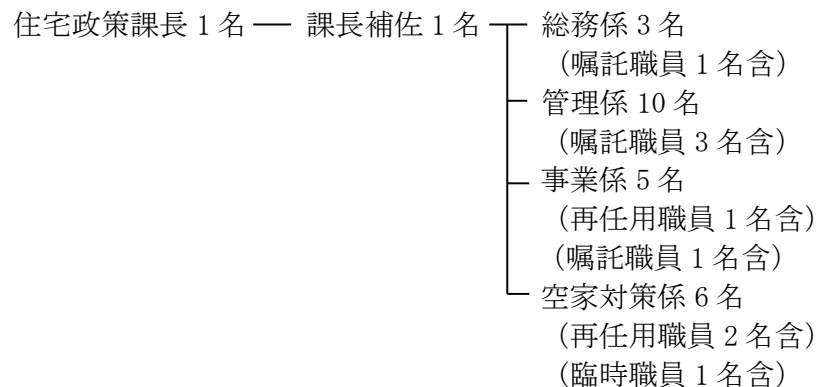
住宅政策課(P3) 建築課(P10)

土木管理課(P5) 都市計画課(P11)

土木建設課(P9) 農業土木課(P15)

所管事務の概要（住宅政策課）

1 住宅政策課の組織(26名)



2 所管事務の概要

(1) 総務係

①定住化対策に関すること。

戸建て中古住宅取得補助金に係る、申請受付、審査、交付決定及び、交付。

定住促進住宅改修補助金に係る、申請受付、審査、交付決定及び、交付。

②市営駐車場の運営に関すること。ただし、飯塚文化会館駐車場は除くものとする。(飯塚立体駐車場・本町駐車場・東町駐車場)

③住宅新築・改良資金に関すること。

住宅新築資金等貸付に係る収納業務等。

(2) 管理係

①市営住宅の入退去及び使用料に関すること。

市営住宅の公募に関すること。

市営住宅の入退去手続きに関すること。

住宅使用料・駐車場使用料の決定、収納及び滞納整理に関すること。

滞納者に対する法的措置に関すること。

②市営住宅の建物の維持管理に関すること。

③留学生等住宅の管理に関すること。

留学生住宅の入退去手続きに関すること。

留学生等住宅貸付料の決定及び収納に関すること。

(3) 事業係

①住宅計画に関すること。

市営住宅の長寿命化及び、管理戸数の適正化に関すること。

②市営住宅の建設に関すること。

③宅地分譲処分に関すること。

④市営住宅の用地及び分譲宅地の維持管理に関すること。

市営住宅跡地等の処分等に関すること。

所管財産(市有地等)の貸付、使用許可に関すること。

(4) 空家対策係

空家対策に関すること。

空家等対策の推進に関する特別措置法等に基づく、空家等対策に係る相談受付、現地調査、所有者等への助言及び指導等に関すること。

老朽危険家屋解体撤去補助金に係る、申請受付、審査、交付決定及び、交付に関すること。

空き家情報バンクに関すること。

飯塚市営駐車場

名 称	位 置	供用時間	基本料金	割増料金	駐車損害金	台数	定期台数
本町駐車場	本町19番38号	8時～22時	1時間 200円	30分 100円	1時間 100円 (1,000円)	84台	50台
飯塚立体駐車場	飯塚14番7号	7時～22時	1時間 300円 4時間 300円	30分 100円	1時間 100円 (900円)	436台	100台
東町駐車場	飯塚12番10号	9時～22時	1時間 200円	30分 100円	1時間 100円 (1,100円)	21台	-

所管事務の概要（土木管理課）

1 土木管理課の組織（35名）

土木管理課長 1名	課長補佐 2名	道路維持係	7名
		(再任用職員 1名含)	
		(嘱託職員 1名含)	
		河川維持係	4名
		境界・開発指導担当	2名
		(再任用職員 1名含)	
		(嘱託職員 1名含)	
		施設維持係	13名
		(嘱託職員 1名含)	
		(臨時職員 6名含)	
		総務係	6名
		(嘱託職員 1名含)	

2 所管事務事業の概要

(1) 道路維持係

道路（街路樹を含む）の維持管理及び苦情処理業務、道路の災害復旧業務、国・県等事業の事務手続及び技術的協議、交通安全施設の維持管理及び施工に関する業務を行っている。

(2) 河川維持係

河川・下水道等の維持管理及び苦情処理業務、排水機場及び樋門樋管等施設の維持管理に関する業務を行っている。

(3) 境界・開発指導担当

道路・河川・下水道敷等の境界明示に関する業務、開発行為の技術的指導・審査に関する業務、農地転用申請に関する意見及び条件協議、国土調査に関する業務を行っている。

(4) 施設維持係

道路、河川等の施設の維持管理及び苦情処理に関する業務を行っている。

(5) 総務係

①道路、河川、下水道等の事務に関すること

市道上の車両等事故の処理、道路照明管理、放置車両の処理、特殊車両の通行許可、下水・排水の放流協議、河川愛護キャンペーン、河川の指定・廃止にかかる事務を行っている。

②道路台帳の整理、保管及び閲覧に関すること

市道の認定・廃止、市道照会・幅員証明、道路台帳の整理・保管にかかる事務を行っている。

③道路の掘削等の許可に関すること

市道の舗装改装・法面埋立・掘削・通行制限にかかる事務を行っている。

④鉦害復旧に関する窓口業務及び連絡調整に関すること

陥没の連絡があった場合、現況写真・位置図等を特定鉦害復旧事業センター等に送付する事務を行っている。

⑤無資力鉦区の鉦害復旧等申出書の進達業務に関すること。

⑥道路、準用河川、法定外公共物の占用に関すること。

⑦道路、河川及び下水道敷の寄附採納、売買、交換等の事務処理に関すること。

⑧新飯塚駅構内自由通路及び東口広場の事務処理に関すること。

⑨自転車駐車場の運営に関すること。

⑩土木管理課の経理に関すること。

道路線集計表
(認定道路)

区 分	総延長(m)	実延長(m)	路線数(本)
総 計	1,047,523	1,033,704	3,884

河川集計表

区 分	水系名	河川数(本)	延長(m)
本 庁	遠賀川	29	41,350
穂波支所	遠賀川	8	5,748
筑穂支所	遠賀川	26	27,760
庄内支所	遠賀川	10	13,256
潁田支所	遠賀川	4	5,320
総 計	1水系	77	93,434

排水機場関係

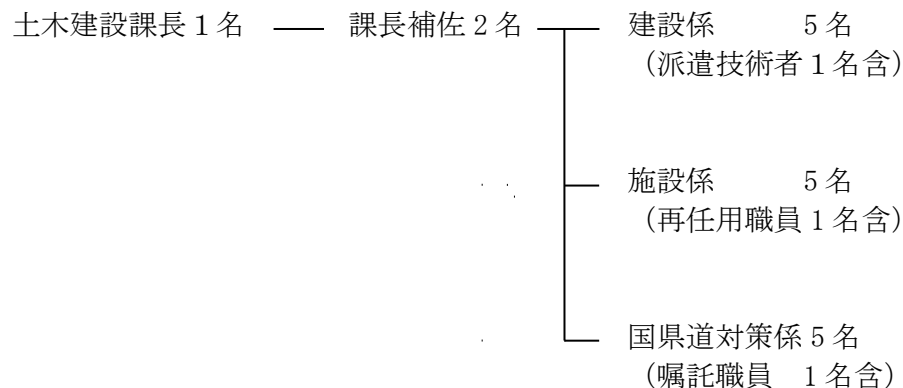
排水機場名	開始年度	施工年度	所管区分	ポンプ			集水面積	備考
				口径	能力	台数		
菰田排水機場 5.0*4=20.0t	昭和47年度	昭和44年度～ 昭和46年度	国土交通省	1,500m/m	5.0t /S	4台	5.1 Km ²	
鯉田排水機場 5.0*3=15.0t	昭和52年度	昭和47年度～ 昭和51年度	国土交通省	1,500m/m 1,350m/m	5.0t /S	2台 1台	5.2 Km ²	
学頭排水機場 5.0*2+8.0=18.0t	昭和55年度	昭和52年度～ 昭和54年度	国土交通省	1,500m/m 1,650m/m	5.0t /S 8.0t /S	2台 1台	4.98 Km ²	
殿浦排水機場 5.0*2=10.0t	平成元年度	昭和60年度～ 昭和63年度	国土交通省	1,500m/m	5.0t /S	2台	2.46 Km ²	
薮野排水機場 2.5*2= 5.0t	平成3年度	昭和63年度～ 平成5年度	飯塚市	1,000m/m	2.5t /S	2台	0.79 Km ²	
薮野排水機場(下流) 0.75*2= 1.5t	平成12年度	平成10年度～ 平成11年度	飯塚市	600m/m	0.75t /S	2台		
庄司川排水機場 7.5*2=15.0t	平成6年度	平成2年度～ 平成5年度	国土交通省	1,800m/m	7.5t /S	2台	10.6 Km ²	
明星寺川排水機場 13.0*2=26.0t	平成18年度	平成14年度～ 平成18年5月	国土交通省	2,200m/m	13.0t /S	2台	5.19 Km ²	
西秋松排水機場 1.15*2= 2.3t	昭和60年度	昭和60年度	飯塚市	800m/m	1.15t /S	2台	2.8 Km ²	
若菜排水機場 1.35*2= 2.7t	平成23年度	平成22年度	国土交通省	800m/m	1.35t /S	2台		
秋松西排水機場 0.5*2= 1.0t	平成25年度	平成23年度～ 平成24年	国土交通省	500m/m	0.5t /S	2台		
十玉排水機場 0.5*2= 1.0t	平成24年度	平成22年度	飯塚市	500m/m	0.5t /S	2台	0.41 Km ²	
大日寺川排水機場 1.0*4= 4.0t	平成28年度	平成26年度～ 平成27年度	飯塚市	700m/m	1.0t /S	4台	0.2 Km ²	
穎田排水機場 1.5*2= 3.0t	平成28年度	平成26年度～ 平成27年度	飯塚市	800m/m	1.5t /S	2台	0.31 Km ²	
二瀬排水ポンプ 1.0*1= 1.0t	平成26年度	平成25年度～ 平成26年度	飯塚市	700m/m	1 /S	1台	0.09 Km ²	

飯塚市営自転車駐車場

名 称	位 置	利 用 時 間	利 用 料 金	台 数
鯉田駅前自転車駐車場	鯉田3186番地	24時間	無料	120台
浦田駅前自転車駐車場	鯉田3206番地	24時間	無料	81台
新飯塚駅前北側自転車駐車場	立岩2198番地	24時間	無料	556台
新飯塚駅前東側自転車駐車場	立岩2199番地4	24時間	無料	60台
飯塚駅前自転車駐車場	菰田西1丁目208番地	24時間	無料	179台
吉原町自転車駐車場	吉原町3番15号	6時～22時	無料	278台
天道駅前自転車駐車場	天道680番地60	24時間	無料	120台
筑前大分駅前自転車駐車場	大分1511番地3	24時間	無料	78台

所管事務の概要（土木建設課）

1 土木建設課の組織（18名）



2 所管事務事業の概要

(1) 建設係

- ① 公共施設の土木工事に関する事。社会資本整備総合交付金等を活用し、道路の新設及び改良を行う。
- ② 浸水対策工事に関する事。「飯塚市防災（浸水）対策基本計画」に基づき、浸水被害の軽減を目的とした排水機場の新設、河川の改良及び調整池の新設等の事業を行う。
- ③ 工事に係る用地等の交渉に関する事。工事全般に係る、用地取得に関する交渉、買収までの事務を行う。
- ④ 開発に伴う技術的な管理指導に関する事。都市計画法に基づく、開発行為において構造物等の技術的な指導を行う。
- ⑤ 工事に係る関係機関等の協議に関する事。工事全般に係る、関係機関（国、県、警察等）との協議を行う。

(2) 施設係

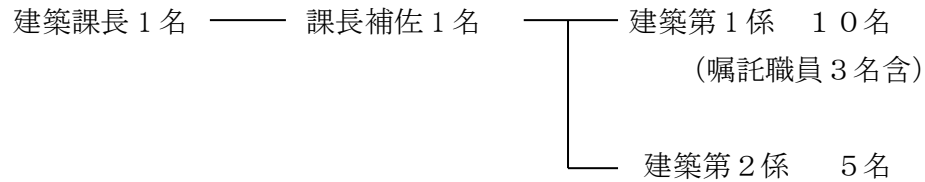
- ① 公共施設の土木工事に関する事。各所新設改良事業に於いて、道路舗装改良工事の実施を行う。
- ② 各課の受託業務（予算、設計、実施等）に関する事。他課施設の建設工事に伴う、造成等各課からの依頼による公共施設の土木工事の実施を行う。
- ③ 工事に係る関係機関等の協議に関する事。工事全般に係る、関係機関（国、県、警察等）との協議を行う。

(3) 国県道対策係

- ① 期成会に関する事。一般国道 201 号（筑豊横断道路）、一般国道 200 号及び 211 号の早期整備促進を図る目的で沿線自治体にて組織する期成会の事務局を担当し、総会、国・県等との関係機関に対する要望活動を行う。
- ② 国、県等道路事業の要望、事務的技術的協議に関する事。国・県と共同歩調をとりながら関係者へ事務的技術的調整を行う。
- ③ 国道、県道の整備促進及び連絡調整に関する事。
- ④ 国道、県道の移管事務手続及び協議に関する事。
- ⑤ 県、用地事務委託に関する事。新飯塚潤野線整備事業の用地事務に関する事。
- ⑥ 土地開発公社との連絡調整に関する事。
- ⑦ 課の庶務に関する事。予算、経理事務に関する事。

所管事務の概要（建築課）

1 建築課の組織（17名）



2 所管事務事業の概要

(1) 建築第 1 係

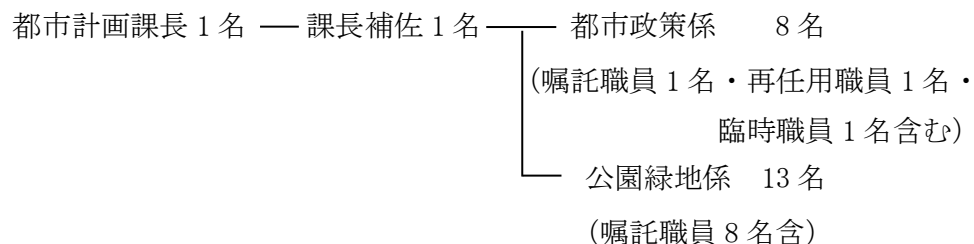
- ①市有物件の建築及び建築設備に関する設計、工事監理・監督に関すること。
- ②マンションの建替えの円滑化に関すること。
- ③福祉住宅助成事業に係る建築関係内容審査に関すること。
- ④地域密着型サービス事業所新規指定に係る建築関係内容審査に関すること。
- ⑤自治公民館建築補助金に係る建築内容審査に関すること。
- ⑥空家等対策に係る建築調査関係に関すること。
- ⑦その他建築及び建築設備に関すること。
- ⑧課の庶務に関すること。

(2) 建築第 2 係

- ①市有物件の建築及び建築設備に関する設計、工事監理・監督に関すること。
- ②建築確認業務の現況調査報告書に関すること。
- ③開発事前審査会に係る建築関係内容審査に関すること。
- ④飯塚市モーテル類似施設建築規制条例に関すること。
- ⑤飯塚市耐震改修促進計画に関すること。
- ⑥飯塚市ブロック塀等撤去促進事業に関すること。
- ⑦その他建築及び建築設備に関すること。

所管事務の概要（都市計画課）

1 都市計画課の組織（23名）



2 所管事務事業の概要

(1) 都市政策係

① 都市計画の基本方針(都市計画マスタープラン)に関すること。

平成22年4月に策定した飯塚市都市計画マスタープランに基づき、本市の一体的なまちづくりの推進に向け都市計画制度を運用し、各種都市計画の決定、変更等を行っている。

また、都市整備の進捗を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを計画している。

② 用途地域、地区計画に関すること。

用途地域に関する指導及び証明、地区計画の区域内における行為の適合審査を行っている。

③ 都市計画審議会に関すること。

都市計画決定等に関する諮問機関である当審議会の事務局を担当している。

④ 国土利用計画法及び公有地の拡大の推進に関する法律に規定される届出に関する指導及び受付進達に関すること。

国土利用計画法等に基づく土地売買等届出の指導及び県知事への進達等の事務処理を行っている。

⑤ 屋外広告物に関すること。

屋外広告物法に基づく福岡県屋外広告物条例により、屋外広告物の許可及び違反広告物の除却を行っている。

⑥ 立地適正化計画に関すること。

平成29年1月に本市の都市目標像である「拠点連携型の都市」づくりを推進するため、「飯塚市立地適正化計画」を策定し、居住や都市機能の立地の観点から都市構造の仕組みづくりに取り組んでいる。

I リノベーションまちづくり推進事業

居住誘導区域に位置付けられた地域において、空き家や空き地等の地域資源を活用したまちづくりを推進する。

⑦ 都市計画道路事業に関すること。

都市計画道路事業計画及び事業認可に関する業務並びに都市計画道路事業の推進を行っている。

⑧ 市街地再開発事業、区画整理事業等に関すること。

事業計画・認可に関する業務及び実施に関する推進を図っている。

⑨ 都市計画法第53条に関する指導及び事務処理に関すること。

都市計画施設の区域における建築許可申請に伴う調査、線引き等の事務処理を行っている。

⑩ 都市計画法に基づく開発行為及び開発指導要綱に関すること。
都市計画法に基づく開発行為（開発区域面積 3,000 m²以上）の指導及び県知事への進達並びに飯塚市開発指導要綱に基づく開発行為（開発区域面積 1,000 m²以上）の指導及び同意に関する事務処理を行っている。

⑪ 移動等円滑化促進方針策定に関すること。
平成 30 年 5 月に公布された改正バリアフリー法により創設された移動等円滑化促進方針に基づき、バリアフリー化の整備にむけ、移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）を策定するものである。

(2) 公園緑地係

① 公園事業に関すること。
都市計画公園の計画決定や変更、事業計画及び事業認可に関する業務並びに公園事業の推進及び遊・公園、緑地・緑道の維持管理を行っている。

② 公園施設長寿命化事業に関すること。
安全安心を確保しつつ、重点的・効果的な維持管理や更新投資を行っていくため、平成 25 年度に策定した「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園施設長寿命化対策支援事業の補助金を活用し、公園施設の維持管理・更新を行っている。

③ 市民広場の維持管理並びに遠賀川利活用及び管理協定に関すること。
遠賀川河川敷市民広場の維持管理を行っている。また、河川改修に伴う国土交通省との管理協定により、新たな管理体制の構築を図っている。

④ 緑の基本計画に関すること。
平成 23 年 2 月に策定した緑の基本計画に基づき、飯塚市の総合的な緑地の保全及び緑化の推進を図っている。

また、都市公園の機能や配置の再編に伴い、緑の基本計画の見直しを計画している。

⑤ 飯塚霊園事業に関すること。
1,920 区画を整備し霊園墓地の運営に関する手続き等の事務処理及び維持管理を行っている。

⑥ 花いっぱい推進事業に関すること。
飯塚市花いっぱい推進協議会の事務局として、花苗等を各種団体に配布する他、花いっぱい推進事業の推進に努めている。

都市計画の概要

都市計画区域

(飯塚市域)	(21,407 ha)	市域の割合
都市計画区域	13,507 ha	63.1 %
準都市計画区域	1,919 ha	9.0 %
都市計画区域外	5,981 ha	27.9 %

用途地域

1	第1種低層住居専用地域	312 ha
2	第2種低層住居専用地域	92 ha
3	第1種中高層住居専用地域	601 ha
4	第2種中高層住居専用地域	— ha
5	第1種住居地域	1,114 ha
6	第2種住居地域	187 ha
7	準住居地域	58 ha
8	近隣商業地域	98 ha
9	商業地域	141 ha
10	準工業地域	204 ha
11	工業地域	16 ha
12	工業専用地域	230 ha
	計	3,053 ha

防火・準防火地域

1	防火地域	— ha
2	準防火地域	282.0 ha
	計	282.0 ha

地区計画 9地区

1	相田地区	23.4 ha
2	研究開発地区	7.2 ha
3	中地区	23.3 ha
4	九州工業大学地区	32.2 ha
5	上三緒地区	76.9 ha
6	伊岐須地区	4.0 ha
7	有安地区	13.9 ha
8	有井地区	5.9 ha
9	持田地区	17.7 ha
	計	204.5 ha

都市計画道路の整備状況

計画路線数	計画総延長	整備済延長	整備率
36路線	96,480m	44,967m	46.6%

都市公園として計画決定した公園

種 別	計画総面積	箇所数	供用面積	箇所数
街区公園	14.14ha	50	11.59ha	42
本庁	11.60ha	42	9.05ha	34
穂波支所	1.07ha	4	1.07ha	4
庄内支所	1.47ha	4	1.47ha	4
近隣公園(本庁のみ)	8.52ha	5	4.20ha	2
地区公園(本庁のみ)	12.10ha	2	12.10ha	2
総合公園	59.36ha	1	28.70ha	1
運動公園	18.50ha	1	18.50ha	1
特殊公園(墓園)	10.30ha	1	6.50ha	1
緑地	1.33ha	3	1.33ha	3
飯塚市計	124.25ha	63	82.92ha	52
広域公園(県営)	156.50ha	1	51.00ha	1
計	280.75ha	64	133.92ha	53

計画決定なく都市公園として供用した公園

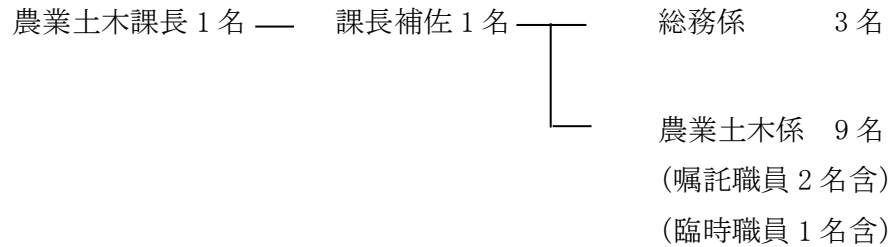
種 別	供用面積	箇所数
街区公園	0.68ha	1
総合公園	27.16ha	2
運動公園	12.20ha	1
都市緑地	1.28ha	4
特殊公園	0.82ha	2
計	42.14ha	10

全供用開始した全公園

都市公園	市	125.06	ha	82.92 +42.14
	県	51.00	ha	筑豊緑地(広域公園)
計		176.06	ha	

所管事務の概要（農業土木課）

1 農業土木課の組織（14名）



2 所管事務事業の概要

(1) 総務係

- ① 土地改良事業に関すること。
市内各農業用施設の改良工事に関して、県に事業要望し、国・県の補助金申請等を行うものです。
- ② 農林業の振興に伴う事業に関すること。
- ③ 農業施設の法定外公共物占有に関すること。
市が所有する法定外公共物占有等許可申請者に対して申請書を受理した後、条例・規則に基づき審査し、法定外公共物の用途を阻害しない範囲で許可を行い、占有者に対して占有料を賦課・徴収を実施するものです。
平成30年度占有物件数 1,470件
- ④ 課の庶務に関すること。

(2) 農業土木係

- ① 農林業施設の新設改良及び修繕工事に関すること。
市内各農業用施設に対し、老朽化や未整備により施設機能に支障が出ている施設に関して調査し改良・修繕工事を実施することで、施設機能の回復と維持・農業経営の安定を図る

ものです。

- ② 土地改良及び農地基盤整備工事に関すること。
老朽化や未整備により施設機能に支障が出ている市内各農業用施設に関して、県に事業要望し、国・県の補助金を活用することで、機能の回復を目指し維持管理費用の軽減を図るものです。
- ③ 農林業施設の維持管理及び苦情処理に関すること。
施設の老朽化による機能の適正化に努める目的に対応するものです。
主な施設として、農道：延長 255,059m 林道：延長 47,562m ため池：381箇所 井堰：260箇所 簡易ゲート・ポンプ施設・用排水路等があります。
- ④ 耕地、農林業土木施設の災害防止及び復旧に関すること。
異常気象により被災した、農地・農林業用施設の原形復旧を行うものです。近年の災害復旧状況については、次のとおりです。
平成27年度 農地：3件 施設：2件
平成28年度 農地：3件 施設：4件
平成30年度 農地：32件 施設：29件
- ⑤ 境界立会業務及び、開発行為に関すること。
農業土木課所管の農業用施設に隣接する、土地の所有者からの申請により提出された境界明示協議書及び、開発申請に基づき、市と申請者とが協議・立会を行い、適正に審査を行うものです。
平成30年度 境界明示件数：95件
平成30年度 開発行為件数：35件